中小法人の申告調整

作成日：平成28年11月1日

作成者：倉重会計　菅野

**申告調整の内容**

資本金1億円以下の中小法人には、次の特例の適用がある。

(一)　中小法人の軽減税率の適用

年間所得金額800万円以下の部分については、法人税率を15％とする特例が設けられている。

(二)　留保金課税の不適用

特定同族会社の留保金課税について中小法人には適用がない。

(三)　貸倒引当金の設定

　　　貸倒引当金の設定対象法人は、金融機関等と中小法人に限られている。

(四)　交際費等の定額控除額

　　　交際費等の損金不算入額の計算において、中小法人には年間800万円の定額控除枠が設けられている。

(五)　資本金に係る申告調整

　　　中小法人には「繰越欠損金の利用制限」はなく、100％の控除ができる。

　　　■中小法人以外の法人の欠損金控除割合

|  |  |
| --- | --- |
| 事業年度開始日 | 控除割合(％) |
| H27.4.1～H28.3.31 | 65 |
| H28.4.1～H29.3.31 | 60 |
| H29.4.1～H30.3.31 | 55 |
| H30.4.1以後 | 50 |

(1)　欠損金の繰戻還付制度

　　　欠損金の繰戻還付制度は、中小法人は適用するころができる。

　　　法人税法第80条第1項又は第144条の13第1項若しくは第2項の規定によって各事業年度の欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合又は第80条第4項、第144の13第9項若しくは第10項の規定によって解散等の事実が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度の欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合の手続きである。

《欠損金の繰戻還付制度》

(2)　欠損金の繰越控除と繰戻還付

◎当期の欠損金を将来の所得と通算する→欠損金の繰越控除

　　◎当期の欠損金を過去の所得と通算する→欠損金の繰戻還付

(3)　欠損金の繰越控除

当期の欠損金　　　　　△800

次期の所得金額　　 1,200

次期の課税所得金額　　1,200 －　800　＝400

(4)　欠損金の繰戻還付

当期の欠損金　　　　　△800

前期の課税所得金額　　1,500

前期の法人税額　　　　　360

繰戻還付法人税額　　　　360　×　＝192

通算法人税額　　　　　　360　－　192　＝168

　　　　　　　　　　　　1,500　－　800　＝700

700　×　24％　＝168

(5)　繰戻還付税額の計算方法

還付所得事業年度の法人税額　×　　＝　還付